明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を指定する件（**外務**三九四）　一

○国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者を指定する件（**同**三九五）　二

○外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件（**財務**二八八）　七

○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（**同**二八九）

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（**同**二九〇）

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（**経済産業**一九六）

○外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件（**同**一九七）

○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（**同**一九八）

○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（**同**一九九）

告示

○外務省告示第三百九十四号

国際連合安全保障理事会決議第千九百二十九号（平成二十二年外務省告示第三百五十六号）に関し、同決議主文二十三の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を別表のとおり指定し、平成二十二年九月六日から適用する。

平成二十二年九月三日

外務大臣　岡田　克也

（別表）

15団体

1．バンク・メッラット
Bank Mellat
所在地：No. 327, Taleghani Avenue, Tehran, Iran

2．メッラット・バンクＳＢ　ＣＪＳＣ
Mellat Bank SB CJSC
所在地：P.O. Box 24, Yerevan 0010, Republic of Armenia

3．ペルシャ・インターナショナル・バンクＰＬｃ
Persia International Bank Plc
所在地：No.6, Lothbury, Post Code: EC2R 7HH, United Kingdom

4．バンク・メッリー・イラン
Bank Melli Iran
所在地：Ferdowsi Avenue, Tehran, Iran

5．アリアン・バンク
Arian Bank
所在地：House 2, Street Number 13, Wazir Akbar Khan, Kabul, Afghanistan
別名：アリヤン・バンク

6．バンク・カールゴシャーイ
Bank Kargoshaee
所在地：587 Mohammadiye Square, Mowlavi St., Tehran 11986 Iran
別名：カールゴサーイ・バンク、カールゴサイ・バンク

7．バンク・メッリー・イランＺａｏ
Bank Melli Iran Zao
所在地：No. 9／1, Ulitsa Mashkova, Moscow 103064, Russia

8．フューチャー・バンクＢＳＣ
Future Bank BSC
所在地：Block 304, City Centre Building, Building 199, Government Avenue, Road 383, Manama, Bahrain

9．メッリー・バンクｐｌｃ
Melli Bank plc
所在地：1 London Wall, London EC2Y 5EA, United Kingdom